

新規告示対象物質		汚染 分類 (※)	係数
MEPC.2/Circular.21 及び 22 の英名	和訳案		
1	Used cooking oil	X	100,000
2	Ethylene glycol (>85%)/sodium alkyl carboxylates mixture	Y	25
3	Ethylene glycol (>75%)/sodium alkyl carboxylates/borax mixture	Y	25
4	Long-chain alkylphenol (C14-C18)	Y	1
5	Long-chain alkylphenol (C18-C30)	Y	1
6	Cresol/Phenol/Xylenol mixture	Y	10
7	Cyclohexane-1,2-dicarboxylic acid, diisononyl ester	Y	1
8	Alcohol (C10-C18) poly (7) ethoxylate	Y	10
9	Vegetable oil mixtures, containing less than 15% free fatty acid	Y	100
10	Cinnamaldehyde	Y	1

		送されるものに限る。)		
11	Potassium carbonate solution	炭酸カリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
12	Used cooking oil (Triglycerides, C16-C18 and C18 unsaturated)	廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）に限る。）	Y	1
13	Fish silage protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	Y	1
14	1,3,5-Hexahydrotriethanol-1,3,5-triazine	ヘキサヒドロ一・三・五トリエタノール一・三・五トリアジン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	10
15	Boric acid	ほう酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	25
16	Polyalkene sulphonic acid (C20-28), sodium salt	ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
17	Potassium iodide	ヨウ化カリウム（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	25
18	3-(Triethoxysilyl)propylamine	三ーアミノプロピルトリエトキシシラン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Z	0

19	2,6-Diaminohexanoic acid phosphonate mixed salts solution	二・六—ジアミノヘキサン酸リン酸塩溶液	Z	0
20	Bismuth oxide	酸化ビスマス（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	OS	0

※汚染分類：物質の有害性を評価したもので、X～Z類（有害性：X>Y>Z）、OS（有害でない物質）の4種類で評価される。